ここからは子どもを育てる家庭に支給されるお金などについて説明していきます。

3.11 児童手当制度

▶▶ 生活の安定と子どものすこやかな成長のために手当を支給。

児童手当制度とは、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う子どものすこやかな成長を目的とした制度であり、０歳から中学３年生までの子どもを養育している方に児童手当が支給されます。

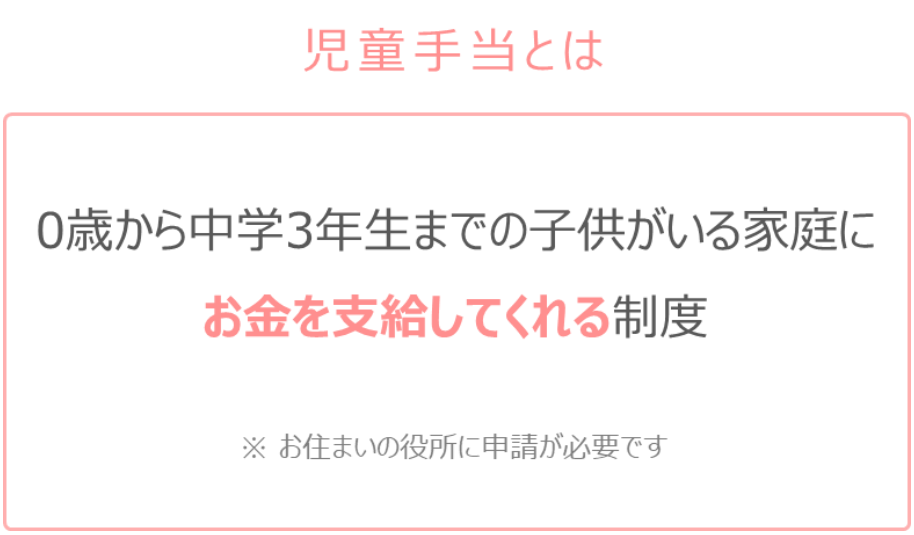

図 3.11.1 児童手当とは

3.12 児童手当制度の財源と支出 | 1年間の児童手当制度の給付費

▶▶ 国と地方が負担して給付を行っている。

1年間でどれだけの金額が児童手当に使われているのでしょうか。次の図 3.12.1 に児童手当制度の財源と支出を示します。

児童手当制度の財源は、国と地方公共団体の拠出金で構成されており（負担割合は国が2/3、地方が1/3）、国と地方の拠出金を財源として児童手当の給付を行っています（支出については、2兆2,216億円）。

「平成２８年度における児童手当制度について」（内閣府）を加工して作成
（http://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/gaiyou.html）

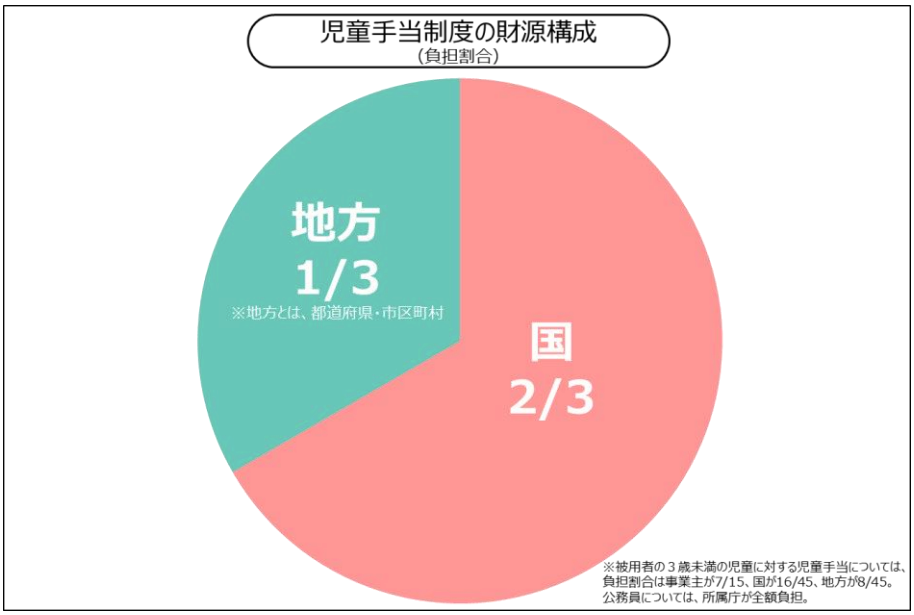

支出（給付総額）

2兆2,216億円

図 3.12.1 児童手当制度の財源と支出（平成 28 年度予算）

3.13 児童手当

▶▶ 中学３年生までの子どもを養育している方に支給。

児童手当とは、０歳～中学３年生までの子どもを養育している方に支給される手当です。

▶ 児童手当の支給要件

原則として、子どもが日本国内に住んでいる場合に支給されます。児童手当制度の実施主体は市区町村であり、支給を受けるには住んでいる市区町村へ申請する必要があります。

※留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります。

▶ 児童手当の支給額

児童手当の支給額は、３歳未満の子ども１人につき 15,000 円。そのほか、以下の図 3.13.1 に示すとおりです。

また、児童手当受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、支給額は子ども１人につき月額 5,000 円となります（図 3.13.2）。

児童の年齢	支給額（1人あたり月額）
３歳未満	一律15,000円
３歳以上小学校終了前	10,000円 （第３子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円
※所得制限限度額以上	一律5,000円

※受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、支給額は子供１人につき月額5,000円となります。

図 3.13.1 児童手当の支給額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774
5人	812

- 扶養人数が1人増えるごとに38万円が所得制限限度額に加算されます。
- 老人控除対象配偶者、老人扶養親族1人につき、6万円を所得制限限度額に加算されます。

図 3.13.2 所得制限限度額

【おまけ】 ： 保育所の保育料は所得やこどもの年齢などによって決まる。

保育料は、自分の家庭の所得や子どもの年齢などによって決まります。したがって、公立・私立は関係なく、同じ市町村内の認可保育所であれば、どこの認可保育所に入所しても保育料は同じとなっています。

児童手当とは別に、ひとり親家庭等に向けた児童扶養手当もあります。

3.14 児童扶養手当

▶▶ ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの福祉増進のために手当を支給。

児童扶養手当は、離婚等によるひとり親家庭等の生活の安定と子どもの福祉の増進を目的として支給される手当であり、１８歳までの子どもを養育している方に支給されます。

▶ 児童扶養手当の支給要件

母については、下記のいずれかにあてはまる子どもを監護する場合に支給されます。父については、下記のいずれかにあてはまる子どもを監護し、生計を同じくする場合に支給されます。

1. 父母が婚姻を解消した子ども
2. 父または母が死亡した子ども
3. 父または母が一定程度の障害の状態にある子ども
4. 父または母が生死不明の子ども
5. 父または母が１年以上遺棄している子ども
6. 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた子ども
7. 父または母が１年以上拘禁されている子ども
8. 婚姻によらないで生まれた子ども
9. 父母が明らかでない子ども

※国内に住所がないときや事実上の婚姻関係（内縁関係など）にあるときは支給されないなどの要件があります。

▶ 児童扶養手当の支給額（2021 年度）

児童扶養手当の対象となる子どもは１８歳に到達後、最初の３月３１日までの間にある方です。支給額は以下のとおりです。

【支給額（月額）】

子ども１人目

全部支給：43,070 円

一部支給※：43,060 円～10,170 円

子ども２人目の加算額

全部支給：10,170 円

一部支給※：10,160 円～5,090 円

子ども３人目以降の加算額

全部支給：6,100 円

一部支給※：6,090 円～3,050 円

※手当額は所得に応じて決まります。

【ほそく】 ： 公的年金受給者の場合

公的年金※を受け取っている場合、公的年金の年金額が児童扶養手当額より低額のときは、その差額分の児童扶養手当を受け取ることができます。

※公的年金とは、老齢年金、遺族年金、障害年金、労災年金など。

子育てをする方のために、子どもの医療費が 0 円になる制度があります。

3.15 子ども医療費助成制度

▶▶ 子供にかかる医療費が無料になります。

子ども医療費助成制度とは、子育てをする方の経済的な負担を軽くするために医療費を助成する制度です。この制度を利用すれば、子供にかかる医療費が無料になります。

※保険診療に該当しないものなどは対象外です。

子どもにかかる医療費を助成し、経済負担を軽くしてくれる制度

子どもの病院代などが**無料**になる！

※保険診療に該当しないものなどは対象外
※お住まいの地域によって対象年齢などが異なります

図 3.15.1 子ども医療費助成制度とは

▶ 無料になる条件

この制度には年齢制限があり、たとえば東京に住んでいる方は 15 歳の子供までは医療費が無料※になります。ただし、地域によっては 12 歳までや所得制限（所得が多くある方は助成が受けられない）など助成の内容が異なります。

※一部は入院費の助成が 18 歳年度末まで。
※子ども医療費助成を受ける方はお住まいの市区町村ホームページで確認してみましょう。

▶ 受けるには申請が必要

子ども医療費助成制度を受けるためには、お住まいの地域の役所で申請する必要があります。申請をすると医療証が交付されます。役所からもらった医療証を提示することで子ども医療費助成を受けられるようになっています。